

日之影町農業委員会 第32回総会 議事録

開催日時：令和2年 4月28日(火) 午前9時開会

開催場所：日之影町役場 研修館

出席委員：河野 學 松本 貴美子 甲斐 幹男 一水 秀樹
 松中 澄夫 矢通 広信 甲斐 栄喜 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 梶田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 甲斐 秀人 山本 英二 今村 浩二三

欠席委員：羽賀 春男

事務局：押方 明弘 甲斐 拓郎

議事日程：①議案第89号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

②議案第90号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

③議案第91号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

④議案第92－1号～第92－5号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑤報告第126号

「農用地利用配分計画について」

会議の概要

議長	これから令和2年4月28日、日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 2番 松本貴美子 委員 、 3番 甲斐幹男 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。 議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第89号について朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	25年以上譲受人が耕作しており、年間2俵、譲渡人にあげているようです。 該当土地のうち一筆については、昨年まで譲渡人が耕作していたが、家族で協議した結果、登記までしてもらえらなという事で申請に至ったとのことです。 審議の方を宜しくお願いします。
議長	以上で、説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
会長	譲受人と譲渡人の年齢は？
担当委員	譲受人が○歳で、譲渡人が○歳です。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(質疑なしの声)
議長	これで質疑を打ち切ります。 これより、採決します。議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第89号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第90号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。

事務局	(議案第90号について朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	譲渡人は○歳で、現在、自宅から延岡の○○に勤めておられます。 譲受人は、○○の会社を経営しておられます。○歳です。 航空写真を見ていただくと、該当土地の上が譲受人の会社兼自宅となっております。その真下の2筆が今回の申請地になります。 譲渡人の話を聞いたところ、譲渡人が柚子を植えている山が譲受人の山になっており、昔、土地の交換を行っているそうです。平成18年に話がついていたとのこと。
議長	以上で、説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	(質疑なしの声)
議長	これで質疑を打ち切ります。 これより、採決します。議案第90号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第90号は、申請のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第91号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第91号について朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	4月6日に現地の確認をしました。場所は、○○神社の近くです。4月7日に譲受人に電話をして、どのようにしてアパートを建設するのか確認したら、10世帯入るアパートを許可が取れ次第、着工に入るとのことでした。申請地の隣接に○○さんの畑があり、栗を植えているが、隣接者の承諾は得ていることを確認しております。 審議の方を宜しくお願いします。
議長	以上で、説明は終わりました。

	これより、質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	これは今あるアパートの上ですか？
担当委員	そうです。今あるアパートが8世帯です。しかし、道路が狭いので、道路も少し広げるそうです。
委員	前のアパート建設の時に土地は買っていたんですよね？
事務局	そうです。ただ、2軒同時に建設するのは厳しいということで、今回になりました。
委員	前のアパートと今回の申請地の高低差はどれくらいですか。
事務局	2メートルくらいです。
担当委員	敷地内に収まるように切り込みを入れて、擁壁をつくそうです。
委員	今までのアパートを合わせると何世帯入りますか。
担当委員	4世帯、8世帯、10世帯の22世帯です。家族で入居される方が多いです。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(質疑なしの声)
議長	これで質疑を打ち切ります。 これより、採決します。議案第91号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第91号は、申請のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。なお、議案第92－1号から議案第92－5号は、借受人が同じに関連していますので一括して審議したいと思います。よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
議長	本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第92－1号～5号について朗読・説明)
議長	以上で、説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	工期はいつまでですか。

事務局	工期は、令和3年3月31日までとなっておりますが、完了するまでにもうひと業者 入る予定となっております。
委員	前の業者から変わっただけですか。
事務局	そうです。国交省の方で一時転用の許可を受けられないか相談があったが、県に 確認した結果、業者の申請でないといけないとのことだったので、業者が変わるた びに申請があがってきます。
委員	最終的には、田に戻すんですか？
事務局	はい。最終的には元に戻します。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(質疑なしの声)
議長	これで質疑を打ち切ります。 これより、採決します。議案第92－1号から議案第92－5号「農地法第5条第1項 の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手 を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第92－1号から議案第92－5号は、申請のとおり許可相当として県 知事に意見書を送付します。
議長	次に報告第126号「農用地利用配分計画について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(報告第126号について朗読・説明)
議長	以上で、説明は終わりました。 これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	(質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 本案件は、報告事項であるため、これで審議を終了します。
議長	以上で、本日予定しました審議は全て終了しました。ありがとうございました。